

# 国保の届出は忘れず14日以内に

こんなとき	届出に必要なもの
国保に入るとき	転入してきたとき 通帳 届出印 キャッシュカード(※1)
	ほかの健康保険をやめたとき 健康保険資格喪失証明書 通帳 届出印 キャッシュカード(※1)
	子どもが生まれたとき 出生届(控)(※2) (出産育児一時金についてはP13参照)
国保をやめるとき	生活保護を受けなくなったとき 保護廃止決定通知書 通帳 届出印 キャッシュカード(※1)
	転出するとき 保険証(※3) 転出届(控)
	ほかの健康保険に加入したとき(※6) 保険証 新たに加入した社会保険の保険証(※4)
その他	死亡したとき 保険証(※3) 死亡の証明 (葬祭費についてはP13参照)
	生活保護を受けるとき 保険証(※3) 保護開始決定通知書
	保険証をなくしたとき(※6) 市内で住所が変わったとき 世帯主や氏名が変わったとき 世帯が分かれたり、いっしょになったりしたとき 修学のため、子どもが他の市区町村に住むとき ほかの市区町村の施設に入所するために転出するとき

国保の届出人については、P8を参照してください。

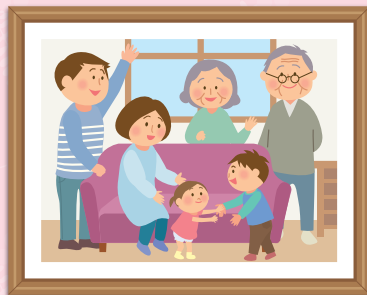
- ※1 保険税の納付は原則口座振替です。通帳と届出印をお持ちください。なお、振替口座名義人本人が申し込む場合は、キャッシュカードを持参していただき、暗証番号の入力と本人確認書類の提示で口座振替の申込みができます。利用可能な金融機関はP44参照。
- ※2 他の市区町村に出生届を提出された人は出生届出済証明が記載されている母子健康手帳をお持ちください。
- ※3 該当する人の保険証をお持ちください。該当する人が世帯主の場合は、同一世帯の国保加入者全員の保険証をお持ちください。
- ※4 社会保険に加入された人全員の保険証をお持ちください。
- ※5 川西市から転出後、さらに住所変更している場合に必要です。
- ※6 市ホームページからオンラインでの申請が可能です。ぜひご利用ください。

**保険証のお渡しは、即日交付ができない場合があります。**

わたしたちの

令和5年度版

# 国保ガイドブック



下記のような内容もガイドブックに記載しています。ぜひお読みください。

- ・交通事故にあって、保険を使うとき、国民健康保険課への連絡が必要です。 → P14
- ・今年度75歳になる人の保険税はあらかじめ誕生月の前月までで計算しているため、基本的には、税額が変わることはありません。 → P34
- ・還付手続きを装った振り込み詐欺が増えています。 → P46
- ・国民健康保険から社会保険へと変わったとき、新たな勤め先での手続きだけでなく、国民健康保険課への届出が必要です。 → P48

詳しくは、お電話等でお気軽にお問い合わせください。

加入・脱退・税額 (P6~P8, P31~P40, P48)	国民健康保険課 電話 072-740-1170
給付・特定健診 (P9~P30, P47)	国民健康保険課 電話 072-740-2006
納付 (P41~P47)	保険収納課 電話 072-740-1177